

令和4年9月9日付け県公報第345号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更したので、測量法（昭和24年法律第188条）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年4月11日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関
国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所
- 2 作業の種類
公共測量（空中写真測量、数値地形図データ作成）
- 3 作業期間
変更前 令和4年8月2日から令和5年2月28日まで
変更後 令和4年8月2日から令和5年4月28日まで
- 4 作業地域
駿東郡小山町、御殿場市内